

事務連絡
令和7年9月9日

各地方公共団体 首長部局
各地方公共団体 地方創生担当部局 御中

内閣府 地方創生推進事務局

第67回構造改革特別区域計画認定申請の受付について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第1項の規定に基づく構造改革特別区域計画の認定申請及び同法第6条第1項の規定に基づく構造改革特別区域計画の変更の認定申請の受付を、別紙に掲げる期間に行います。

構造改革特別区域計画の認定申請又は変更の認定申請をされる地方公共団体におかれましては、別紙の具体的な認定申請方法等をご確認の上、申請ください。

内閣府 地方創生推進事務局 担当:山岡・飯田・中澤・川上
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階
TEL:03-5510-2466
e-mail:toc アットマーク cao.go.jp
地方創生推進事務局(構造改革特区)HP:
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/index.html>

《注意1》

上記メールアドレスは、セキュリティの関係上アットマークの表示をしておりません。お手数ですが、各自でご入力の上、送信ください。

《注意2》

この度、令和7年の地方分権改革に関する提案募集において、「構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止」のご提案をいただいたことを受け、今後は都道府県経由での連絡は廃止し、都道府県・市区町村それぞれに直接ご連絡します。

【ご参考1】事例集・リーフレット

制度概要や特定事業の活用事例については以下をご覧ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/siryou.html>

【ご参考2】関連法令（構造改革特別区域法、基本方針等）

構造特区関連の法律については以下をご覧ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/hourei.html>

【ご参考3】構造改革特別区域計画認定申請マニュアル

申請書類（新規・変更）の作成については下記最新のマニュアルをご覧ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/manual/kaitei.html>

【ご参考4】最近メニュー化された事業（令和7年9月現在）

年度	特定事業（番号）	概要
令和5年度	特定法人による農地取得事業（1014）	農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする
令和4年度	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（836）	職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると当該大学が認めるものは、当該大学へ編入学することができる
	国立大学法人による土地等貸付事業（837）	革新的な研究開発成果の社会実装に係る施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付を行う場合は、文部科学大臣の認可を事前の届出をもって代えることができる

【ご参考5】学校設置会社による学校設置事業（特定事業番号：816）

「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」（令和6年3月21日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会）において、法令違反・不適切事例が多数見られたことにより「是正」の評価を受けたことを踏まえ、基本方針の改正が実施され、文科省同意要件の追加等が行われました。詳細は以下通知をご覧ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/hourei/tokureisoti/816l.pdf>

1 受付期間・申請方法**(1) 受付期間**

令和7年9月9日(火)～令和7年9月25日(木)

(2) 申請方法**①意向調査に回答している場合**

電子データをメールで、下記送付先アドレス宛にご提出ください。

②意向調査に回答していない場合

概要様式（別添「様式1 計画概要」）に必要事項を入力し、下記送付先アドレス宛に可能な限り早めに（遅くとも9月16日(火)までに）ご送付願います。

申請書類等の提出方法などについては、追って担当者からメール、電話等で連絡させていただきます。

送付先： toc アットマーク cao. go. jp

メールの件名は、「構造特区認定申請（申請主体名）」、
ファイル名は、「計画概要（申請主体名）」としてください。

《注意》

上記アドレスは、セキュリティの関係上アットマーク表示をしておりません。お手数ですが、各自でご入力の上、送信ください。

2 申請書類

(1) ご提出いただく申請書類

次に掲げる書類をご提出ください。

- ① 計画概要（別添「様式1 計画概要」）
- ② 計画データシート（別添「様式2 計画データシート」）
- ③ 認定申請書（鑑）
- ④ 特区計画（計画書本体・別紙）
- ⑤ 添付書類
 - i 構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図
 - ii 規制の特例措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
 - iii 構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書
 - iv 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第4条第4項の規定により聴いた意見の概要
 - v 法第4条第5項の規定による提案を踏まえた認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要
 - vi その他内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類
- ⑥ 参考資料（認定に当たって参考となるものに限って添付してください。）
 - ※ ファイル名は、「計画概要(地方公共団体名)」のように、地方公共団体名を含むものとしてください。

(2) 具体的な申請書類の作成方法

(構造改革特別区域計画の認定の申請について)

構造改革特別区域法施行規則(平成15年内閣府令第11号。以下「施行規則」という。)第1条(既に認定された構造改革特別区域計画の変更認定申請については第2条)のとおりですのでご確認ください。

記載内容等の詳細については、地方創生推進事務局ホームページにて公表している「構造改革特別区域計画認定申請マニュアル」等を必ずご参照ください(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/manual/kaitei.html>)。

今回の認定申請で申請が可能な特例措置は、「構造改革特別区域基本方針」の別表1に記載されている規制の特例措置です。

また、申請をしても今回必ず認定されるとは限りませんので、スケジュールには十分余裕をもって、計画的にご準備いただきますようお願いいたします。

(計画概要(申請書への添付ファイル)の作成について)

「特区計画の概要」欄については、下記の事項を中心に記載してください。そ

の際の文字数は、250 字以内(厳守)で記述してください。

- ① 現状と課題
- ② 課題に対してどのような特例措置を活用するのか
- ③ 特例措置を活用するねらい、効果等

記載した内容は計画が認定された場合、当事務局のホームページ上に「認定された構造改革特別区域計画」の「構造改革特別区域計画の概要」等として公開しますので、記載に当たりご注意ください。また、認定された計画については、その全体を公開することとしております。非公開とする箇所は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条に規定する不開示情報に該当すると考えられる情報に限られますのでご注意ください。

3 申請書類の添付順序

施行規則第1条各号に掲げる申請書類のうち、第2号、第4号(法第4条第4項の規定により聴いた特定事業の実施主体の意見の概要に限る。)、第5号及び第6号に掲げるものについては、以下の例のように添付してください。

複数の特定事業に係る施行規則第1条第4号に掲げる書類は、以下の例⑪と⑫のように取り扱うこととします。

【特区計画における添付順序の例】(特定事業番号 707 (708)・709 (710,711) を活用した場合)

- ① 計画概要(様式1 計画概要)
- ② 計画データシート(様式2 計画データシート)
- ③ 認定申請書(鑑)
- ④ 計画書本体
- ⑤ 別紙1(特定事業番号:707(708))
- ⑥ 別紙2(特定事業番号:709(710,711))
- ⑦ 構造改革特別区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び構造改革特別区域を表示した付近見取図
- ⑧ 707(708)の適用を受ける主体(A)の特定の状況
- ⑨ 709(710,711)の適用を受ける主体(B)の特定の状況
- ⑩ 構造改革特別区域計画の工程表及びその内容を説明した文書
- ⑪ 法第4条第4項の規定により聴いたAの意見の概要
- ⑫ 法第4条第4項の規定により聴いたBの意見の概要
- ⑬ 法第4条第5項の規定により踏まえたAの提案の概要
- ⑭ 法第4条第5項の規定により踏まえたBの提案の概要
- ⑮ その他参考資料

4 申請部数

電子データをメールでご提出ください。(容量が大きい場合は、事務局担当者へご相談ください。)

5 資料作成時の留意事項

電子データをお送りいただく際には Word などの加工が可能なデータをご提出ください。